

板橋区飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱

平成	5年	5月26日	区長決定
平成	15年	4月1日	一部改正
平成	26年	2月6日	一部改正
平成	27年	12月25日	一部改正
平成	31年	4月1日	一部改正
令和	3年	4月1日	一部改正
令和	7年	4月1日	一部改正
令和	8年	4月1日	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年東京都条例第81号)の趣旨をふまえ、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費を助成することにより、飼い主のいない猫がみだりに繁殖することを抑制し、区民の生活環境を害することを未然に防止し、動物愛護精神の高揚を図るとともに、飼い主のいない猫による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い主のいない猫

明確な飼い主がおらず、屋外にて自由に行動している猫

(2) TNR

飼い主のいない猫を捕獲し(Trap)、去勢・不妊手術を行い(Neuter)、元の生息地へ戻す(Return)、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐための取り組み

(事業内容)

第3条 第1条の目的を達するため、区長は、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を動物病院または動物診療所において実施した区民(以下「実施者」という。)に対し、手術に要した費用の一部助成事業(以下「事業」という。)を実施する。

(対象となる猫)

第4条 本事業の対象となる飼い主のいない猫は、板橋区内で生活しており、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) TNRした猫

(2) その他区長が適当と認めた猫

(助成金額等)

第5条 区長は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める助成金額を限度とし、予算の範囲内で実施者に補助するものとする。

(1) 去勢手術(オス) 1匹につき 8,000円

(2) 不妊手術(メス) 1匹につき13,000円

2 助成の対象となる去勢・不妊手術費用が前項に定める金額に満たない場合は、手術費用を助成金額とすることとする。

(助成金の申請及び請求)

第6条 実施者は、助成を受けようとするときは、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金申請書・請求書及び去勢・不妊手術完了届兼支払金口座振替依頼書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 動物病院が発行した去勢・不妊手術費の領収書の原本

(2) その他区長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該去勢・不妊手術完了の日から起算して6月以内の日に行うものとする。

(助成金の交付決定・通知及び交付)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に助成する金額を通知し、助成金を交付する。

(決定の取消し)

第8条 区長は、実施者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

(手術に伴う責任)

第9条 この事業に係る手術により生じた問題は、当該去勢・不妊手術を行った獣医師と実施者の間で処理するものとする。

(規則の範囲)

第10条 助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。なお、平成4年5月25日区長決定の要綱は、平成5年5月31日をもって廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の板橋区飼い猫等の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱第4条の規定にかかわらず、施行日前に去勢・不妊手術が実施された場合における助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 去勢手術（オス） 1件につき2,500円
 - (2) 不妊手術（メス） 1件につき5,000円
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区飼い猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱に基づいて作成された様式 of 用紙で現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区飼い猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱に基づいて作成された様式 of 用紙で現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、飼い主のいない猫につき、地域環境の向上に資するものその他保健所長が別に必要と認めるものについては、決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にされた飼い猫を対象とした助成金の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の板橋区飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱第5条の

規定にかかわらず、施行日前に去勢・不妊手術が実施された場合における助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 去勢手術（オス） 1匹につき2,000円
- (2) 不妊手術（メス） 1匹につき4,000円

（宛先）板橋区長

申請者 氏名： _____

住所：〒
板橋区 _____

電話番号： _____

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金申請書・請求書
及び去勢・不妊手術完了届兼支払金口座振替依頼書

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術が完了しましたので、領収書を添えて下記のとおり申請・請求します。支払金は下記の口座にお振り込みください。

なお、申請・請求にあたっては、次の事項を了承します。

- 一、申請する猫は、板橋区内で生活する飼い主のいない猫であり、TNRした猫に間違いありません。
- 二、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときは、交付決定の取り消しに承諾し、すでに助成金が交付されているときは助成金の全額を返還します。

記

1 請求金額

¥

【内訳】

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金請求金額内訳表のとおり

2 振込口座情報

振込先金融機関		銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合						支店
		普通			当座			
振込 口 座	預金種別							
	口座番号							右づめでお願ひします
	フリガナ							
	氏名							

※領収書の宛名と申請者氏名または振込口座氏名が異なる場合は、委任状が必要です

※金額と振込口座情報記入欄は訂正できません

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

板橋区長
(公印省略)

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請・請求のあった飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付対象の猫

去勢手術（オス）	匹
不妊手術（メス）	匹

2 交付金額

円

【内訳】

去勢手術（オス）	円
不妊手術（メス）	円

3 交付予定日

年 月 日